

小田原市地域コミュニティ組織基本指針

平成 29 年 11 月

小田原市

目 次

1 地域コミュニティ組織基本指針の策定について	1
(1) 経緯	1
(2) 本指針の位置付け	1
2 地域コミュニティ組織の目指す姿	3
3 実現のための具体的方策	4
(1) 組織構成	4
(2) 住民参画と合意形成	4
(3) 地域別計画の推進	4
(4) 場の活性化・創出	4
(5) 担い手の発掘・育成	4
(6) 事務局の設置	5
(7) 財源の確保	5
(8) 法人格の取得	5
4 地域コミュニティ組織の取り組む活動分野	6
(1) 広報分野	6
(2) 福祉健康分野	6
(3) 防災分野	6
(4) 子育て青少年育成分野	6
(5) 文化教育分野	6
(6) 地域振興分野	7
(7) 交通安全分野	7
(8) 防犯分野	7
(9) 環境分野	7
5 行政の取組	11
(1) 活動及び運営資金の支援	11
(2) 地域担当職員の配置	11
(3) 担い手発掘・育成の支援	11
(4) 地域の各種団体の機能維持の支援	12

（５）	地域活動の場の確保	12
（６）	情報共有の場の確保	12
（７）	全庁的な取組体制の構築	12
（８）	地域の負担軽減・依頼内容の見直し	12
（９）	職員の地域活動参加の奨励	13
6	取組に向けた課題	14
（１）	小学校区との相違に対する調整	14
（２）	地域活動の場及び拠点の整備	14
7	推進にあたって	15

1 地域コミュニティ組織基本指針の策定について

(1) 経緯

近年国内では少子高齢化や人口減少、小世帯化、住民の連帯意識の希薄化などにより様々な地域の課題が顕在化し始めており、本市においても同様の状況である。また、本市において従来から分野ごとに活動してきた地域活動団体は、その母体となる自治会の加入者の減少に伴い、担い手が不足し、役員の高齢化も相まって、地域活動が困難になりつつあり、地域力の低下が懸念されているところである。

一方、市民ニーズの多様化や行政の財源不足が進む中、持続可能な地域社会を維持していくためには、地域住民と行政との協働の必要性が高まっている。

このような状況の下、本市では平成 20 年度に学識経験者や地域活動団体代表者等で構成する地域コミュニティ検討委員会を設置し、2 年間の検討を経て、平成 22 年 10 月にこれからの本市にとって重要なものとなる新たな地域コミュニティの仕組みについて報告書として取りまとめた。

それと並行して、平成 21 年度には本市の総合計画「おだわら T R Y プラン」と対をなすものとして、自治会連合会区域ごとの全地域において、地域が取り組むべき課題について話し合い、平成 22 年度に地域別計画が策定された。

さらに平成 22 年度には、市民の力を生かし、市民、議会及び行政といった自治の担い手がお互いに尊重し、対話し、連携し、協力し合いながら、それぞれの役割を果たしていくことを目指して小田原市自治基本条例を制定した。

これらを背景に、まずモデル地区として平成 21 年度に富水地区で、その後、平成 27 年度までに全 26 地区で地域コミュニティ組織が設立され、地域の課題解決に向けた取組が進められている。

平成 28 年度には、これまでの取組や成果を踏まえ、平成 29 年度から始まる「おだわら T R Y プラン」後期基本計画に合わせて、策定から 6 年を経過した地域別計画の見直しが各地区で行われたところである。

(2) 本指針の位置付け

地域別計画は、市民一人ひとりが身近なまちづくりに主体的に関わり、地域住民の創意と工夫による住民主導のまちづくりを目指し、自治基本条例に規定された「市民がより一層生き生きと暮らし続けることができるまち」を実現するためのものである。

この指針は、「おだわらTRYプラン」に掲げている将来都市像「市民の力で未来を拓く希望のまち」と、各地域が策定した「地域別計画」の実現に向けて協働によるまちづくりを推進していくため、地域と行政が共有する地域コミュニティ組織の目指す姿を定めるものである。

2 地域コミュニティ組織の目指す姿

今日、社会や地域を取り巻く環境の変化などを背景に生まれる新たな課題に対し、行政のみで対応していくことは困難になってきており、地域コミュニティ組織と行政との協働の取組による、地域の実情に則したきめ細かな公共サービスが期待されている。

福祉、防災、環境等様々な分野の課題に対応した公共サービスについて、地域コミュニティ組織と行政が対等な立場で、それぞれの強みを生かして分担することで、持続可能な地域社会の構築に寄与するものと考えられる。

この協働の取組を進めるにあたり、地域コミュニティ組織の目指す姿を、「一人ひとりがつながり、地域の力で課題を解決する組織」として掲げ、その内容を次のとおり示すこととする。

一人ひとりがつながり、地域の力で課題を解決する組織

- 自治会連合会区域を単位として各地区に一つ存在する、地域を代表する組織
- 地域の各種団体の連携協力により、課題解決に取り組む組織
- 自らの意思決定により組織運営や活動に取り組むことができる組織
- 地域の全住民に開かれ、住民の意見等を運営や活動に反映できる組織
- 役員等の担い手が確保され、持続的、発展的な運営ができる組織
- 自らの事務局機能を有し、自立した運営ができる組織
- 自主財源を確保し、安定した活動を持続できる組織
- 法人化し、行政からの事業受託等の経済活動ができる組織

3 実現のための具体的方策

地域コミュニティ組織が、目指す姿を実現するためには、次のような方策の実施が求められる。

(1) 組織構成

- ・自治会連合会の区域を対象とした地域を代表する組織として、組織の目的や名称、代表者、運営方法等を明記した会則を定めている。
- ・地域の全住民に開かれた組織で、自主的な地域のまちづくりを進める。
- ・地域の各種団体の長等で構成され、団体間で連携協力していく。

(2) 住民参画と合意形成

- ・住民一人ひとりが地域の課題を当事者として捉え、解決に向け主体的かつ建設的に取り組んでいく。
- ・委員の公募、総会や会議の概要の公開等をはじめ、各団体の役員や日頃の活動で接する地域住民の声に配慮するなど、住民の意思表示のしやすい仕組みをつくる。
- ・地域別計画に記載された地域の課題解決の取組について、総会等の場で具体的に意見交換し、合意を得ながら進める。

(3) 地域別計画の推進

- ・地域コミュニティ組織は、地域の課題と住民自らが取り組むことを記載した地域別計画に基づき、地域自らが課題解決に取り組んでいく。
- ・地域別計画は、定期的に組織全体で見直し作業を行い、その時代や地域の状況に合った内容とする。
- ・地域別計画に掲げる複数の課題を解決するためには、テーマに応じて分科会を設置して取り組むことが望ましい。

(4) 場の活性化・創出

- ・地域の様々な場所を活用し、多様な地域活動が行われ、多くの人に参加することで、地域コミュニティを充実・発展させる。
- ・夏祭りなどの既存の交流の場を更に活性化させ、地域に目を向け地域活動に参加することを促すとともに、来訪してもらう機会を充実させる。
- ・誰もが気軽に訪れ、心地良さが感じられる新たな交流の場を創出する。

(5) 担い手の発掘・育成

- ・持続可能な地域社会を構築するため、誰もが交流できる場をつくり、その場

での声掛けや、広報による募集、口コミ等で、地域の新たな担い手を発掘し、様々な立場の人が地域のまちづくりに参画できるようにする。

- ・若手の人材を発掘するため、PTA、子ども会などの若手活動団体と自治会や地区社協などの各種団体の意見交換や、活動発表等による交流を促す。
- ・今まで関わっていない高齢者も地域コミュニティ組織の様々な活動に関わるための仕組みをつくる。

(6) 事務局の設置

- ・地域コミュニティ組織においては、資料作成、会計事務、会議運営、連絡調整等を担う事務局が必要である。事務局は、地域内の一定の場所（地域拠点）に設置する。
- ・事務局機能を担う者は、地域コミュニティ組織が選任し、各種団体に横串を通し、円滑に組織運営を行う。

(7) 財源の確保

- ・市からの負担金等のほか、地域コミュニティ組織の様々な事業による収益を財源として、活動の充実を図る。

<財源確保の事例>

- 自治会費等の地域住民からの負担金（地域コミュニティ組織の会費）
- 講演会、お茶会、ウォーキング等の事業にかかる参加者負担金
- 地域共助サービスにおける利用料金
- 回覧板広告協賛事業や広報やイベントでの事業収入、バザー等の収益
- 地元特産品の販売による収益
- 行政や民間からの事業受託収入

(8) 法人格の取得

- ・住民のニーズに応え、経済活動を含む事業を地域で行うにあたっては、民間や行政と契約を行うなど、方法が多岐にわたる。それに対応するため、地域コミュニティ組織がNPO法人等の法人格を取得して団体名義の契約や登記が可能な体制とすることが望ましい。なお、それによって、事故や事業の失敗など代表者の個人責任が問われることを回避できるようになる。
- ・国においても、経済活動を行う地縁型組織の法人化についての検討に着手していることから、新たな制度が創設された場合にはそれに基づいて組織を法人化することが望ましい。

4 地域コミュニティ組織の取り組む活動分野

地域コミュニティ組織の取り組む活動については、次のような分野が考えられる。

(1) 広報分野

- ・地域コミュニティ組織の広報機能

地域コミュニティ組織の活動を地域全体に周知するとともに、自治会未加入者も含めた住民に情報共有することで活動への参加を促し、担い手の発掘等につなげる。

(2) 福祉健康分野

- ・誰もが元気に活躍する場・支え合う仕組みづくり

誰もが、住み慣れた地域で元気に生きがいを持って活動できる場や、介護や支援が必要となった高齢者や障害のある方も地域で安心して暮らせるよう地域全体で支え合える仕組みをつくる。

- ・様々なスポーツによる健康増進

子どもから高齢者まで多くの住民が、スポーツに親しみ、親睦を図りながら、健康増進に取り組む。

(3) 防災分野

- ・災害に備えるための取組

防災訓練や防災啓発活動等を通じて、一人ひとりの防災意識を高めるとともに、自主防災組織の強化を進め、自助共助による災害に強い地域づくりに取り組む。

(4) 子育て青少年育成分野

- ・地域で子どもたちを育むための取組

地域、家庭、学校が連携することで、子育てを支え、安心・安全に過ごせる環境をつくるとともに、子どもたちが健やかに育ち、学び合い、社会と関わる、豊かな地域づくりに取り組む。

(5) 文化教育分野

- ・郷土愛を育てる活動をはじめとする生涯学習・文化活動

先人から受け継がれた地域の歴史・文化資産について学び、継承するとともに、様々な学習・文化活動を行う。

(6) 地域振興分野

- ・地域活性化を図る取組

地域資産を活用したイベント等を通じて、地域のさらなる活性化を図るとともに、地域づくりに取り組むことにより、地域外からの来訪や定住につなげる。

(7) 交通安全分野

- ・交通安全に対する取組

登下校の児童の見守り活動や、交通安全教室等の啓発活動に取り組む。

(8) 防犯分野

- ・防犯活動に対する取組

防犯パトロールやチラシの配布など様々な犯罪予防に取り組む。

(9) 環境分野

- ・環境保全、環境美化に対する取組

里山、河川など恵まれた自然環境の保全や、ごみの減量化などに取り組む。

【参考】

地域コミュニティ組織が取り組む分野ごとの行政の関係課と地域の関係団体等

	分野	関係所管課	関係団体・取組等
1	広報	広報広聴課	広報委員
2	福祉健康	企画政策課	プロダクティブ・エイジング（シニアバンク、セカンドライフ応援セミナー）
		スポーツ課	小田原市体育協会、地区体育振興会・体育協会、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ振興施策（ウォーキング・ランニングの定着）
		福祉政策課	民生委員児童委員、小田原市社会福祉協議会、サロン、地区社会福祉協議会
		高齢介護課	地域包括支援センター、老人クラブ、シルバー人材センター、ケアタウン構想、アクティブシニア応援ポイント事業、地域包括ケアシステム、敬老事業
		健康づくり課	健康おだわら普及員
3	防災	防災対策課	自主防災組織、防災リーダー、防災訓練、防災資機材補助
		消防課	消防団
4	子育て青少年育成	子育て政策課	子育てひろば、児童遊園地
		青少年課	青少年育成会、青少年育成推進員、子ども会、スクールコミュニティ
		教育総務課	放課後子ども教室、放課後児童クラブ、スクールボランティア、学校支援助地域本部
		教育指導課	コミュニティスクール（学校運営協議会）
5	文化教育	教育総務課	放課後子ども教室
		文化政策課	文化サポーター、アウトリーチ

		生涯学習課	公民館連絡協議会（地区公民館）、キャンパスおだわら、官民協働によるまちづくり担い手育成事業、PTA連絡協議会、地域婦人団体連絡協議会
		文化財課	地域資産の保全・活用
6	地域振興	地域政策課	自治会総連合（単位自治会）
		産業政策課	商店会
		観光課	ウォーキングトレイル
		都市政策課	空家バンク
7	交通安全	地域安全課	地区交通安全協会、交通安全母の会
8	防犯	地域安全課	防犯指導員、地域の防犯組織
9	環境	環境政策課	エコシティ活動プラットフォーム、環境再生プロジェクト、おだわらっこ☆エコアワード
		環境保護課	環境美化推進員
		環境事業センター	ごみ集積場所
		農政課	市民主体による森作り活動への支援
		みどり公園課	身近な公園プロデュース、街区公園

○既存事業と地域コミュニティ組織の関係

平成 22 年度に地域コミュニティ組織設立の取組が始まった際、市の関係所管課事業として、ケアタウン事業、スクールコミュニティ事業等が開始され、各地域で並行して取り組まれることとなった。また、従来から行われていた事業や各種サービスを地域コミュニティ組織が担うこととなった地域もあり、同一の事業を、地域によって異なる団体が実施するケースが生じることとなった。それぞれの地域で同一の事業が異なる団体により行われる場合でも、統一された考えに基づいて活動されることが効果的であると思われることから、事業を実施している各種団体と協議し、地域コミュニティ組織として事業を行うよう、調整していくことが必要である。

また、平成 27 年度から開始され、今後、全小学校で実施される予定である

コミュニティスクールは、地域と学校が一体となって取り組むものであり、地域コミュニティ組織と担い手が重複していくものと考えられる。小学校は、各地域に根ざす重要な施設であることなどからも、より良い連携のあり方について、お互いの理解を深めながら調整していく必要がある。

5 行政の取組

持続可能な地域社会を構築していくために、様々な分野の課題解決に向けて、最も身近で取り組むことが期待されている地域コミュニティ組織に対して、行政は次のことに取り組むこととする。

(1) 活動及び運営資金の支援

- ・現在、市から地域コミュニティ組織に対し、推進事業費負担金のほか分科会活動に対する負担金を支出している。分科会活動については、話し合いだけでなく、課題解決のための事業を実施していると認められ、ケアタウンやスクールコミュニティと重複しないものを負担金の対象としている。
- ・財政状況が厳しい中、地域自治を進めるためにも、多くの自治体が採用しているように、市から地域の団体や役員に個別に交付されている補助金、報償費等を一本にまとめ、一括交付金として地域コミュニティ組織に支出することを研究していくとともに、地域コミュニティ組織の独自の財源確保の取組についても市として支援していく。

(2) 地域担当職員の配置

- ・現在は、本庁に配属された地域担当職員が各地域コミュニティ組織に出向いて会議や活動などに参加し、地域の実情に応じて、会議のファシリテーション、行政情報の提供、資料作成などの事務を行うほか、地域と行政とのパイプ役として関係所管課と調整等を担っている。また、地域の実態や要望を把握するとともに地域コミュニティ組織における担い手の発掘や育成も支援している。
- ・今後は、地域コミュニティ組織が事務局を設置できるよう支援していく。
- ・地域が自ら事務局機能を備えた後も、地域担当職員は地域と行政とのパイプ役として、総合計画や地域別計画など地域コミュニティ施策の方向性を見据えながら各地域と関係所管課との連携を円滑にするなど、事務局を支援する。

(3) 担い手発掘・育成の支援

- ・地域において課題を解決する取組を推進していくためには、その担い手となる人材が質量ともに充実していることが望まれる。
- ・官民協働によるまちづくり担い手育成事業により地域の課題を共有しながら先進事例を学ぶほか、生活応援隊やボランティアポイント制度等による地域住民の参画機会の拡大を図る。

- ・若手世代が地域活動に加わる意義や重要性を伝える機会の提供など、多くの担い手が生み出される取組を進めていく。

(4) 地域の各種団体の機能維持の支援

- ・地域の各種団体の存在によって、地域における親睦・交流等の機能が果たされてきたことから、その機能が維持できるよう、組織への加入促進等を含めた方策について、行政も積極的に支援する。

(5) 地域活動の場の確保

- ・各地域が様々な分野で活動を行い、持続可能な地域社会を構築していくためには、多くの人が集まることができる活動の場の確保が必要だが、公共施設の新設が財政的に困難であることから、既に活用されている公共施設や地区公民館に加え、学校や民間施設等の利用も視野に入れながら、各地域の活動の場を、地域の活動の状況に応じて確保していくものとする。

(6) 情報共有の場の確保

- ・各地域コミュニティ組織間で、それぞれの活動の情報を共有し、参考にできるよう、定期的な意見交換の場を用意する。
- ・行政と地域が1つのテーブルを囲み、地域の合意や課題を確認できる場を充実させる。

(7) 全庁的な取組体制の構築

- ・地域で策定した地域別計画の実現に向けて、課題分野ごとに地域コミュニティ組織と関係所管課が協働でまちづくりを行う体制を構築する。
- ・地域における課題解決に向けた協働の取組に全庁的に応えていくため、庁内連絡会議を開催し、各課の様々な施策の進捗状況や今後の計画など、地域に係る情報を共有しながら庁内連携を図る場を設ける。

(8) 地域の負担軽減・依頼内容の見直し

- ・地域コミュニティ組織に限らず、自治会をはじめとする地域の各種団体に委員や被表彰者の推薦、事業周知や動員、協力など、日頃から行政が様々な依頼をしており、これらの中には地域の負担となっているものも少なくない。今後の担い手を安定的に確保していくためにも、市の事業の整理や統合などの方策を検討する必要がある。
- ・具体的には、委嘱している委員及び団体等の在り方を見直しや推薦等の事務の簡素化、行政からの依頼事項の整理や削減、依頼窓口の一本化等による負

担軽減策が考えられる。

(9) 職員の地域活動参加の奨励

- ・職員個人が地域住民の一人として地域活動に参加し、住民と交流することで、顔の見える関係が築けるとともに、職員の中に協働の意識が醸成されることが望ましい。このため、市職員の意識調査、協働研修等を実施し、地域との協働の重要性と地域活動への参加について意識の向上を図っていく。

6 取組に向けた課題

(1) 小学校区との相違に対する調整

地域コミュニティ組織は小学校区を対象範囲として地域ぐるみで活動に取り組むことが望ましい形であることから、地域コミュニティ組織の単位である自治会連合会の区域と小学校区が一致していることが理想である。しかし、直ちに実現することは困難であるため、当面は、現在複数の自治会連合会での協議により対応している事例などを参考に、さらなる工夫を加えて対応していく。

(2) 地域活動の場及び拠点の整備

地域活動の場については、各地域の状況に応じて、学校や公共施設に加えて、地区公民館や民間施設の利用も考えられるが、特に、学校については、余裕教室の確保、区画の方法など、様々な関係者と調整が必要であることから、施設が不足している地域から早期に話し合いに着手していく必要がある。

なお、事務局が常駐できる地域拠点の確保にあたっては、改修工事、備品購入等にかかる費用が生じることから、財源確保策も含めて検討していく。

7 推進にあたって

本指針では、将来的な目標として地域コミュニティ組織の目指す姿を示した。各地域コミュニティ組織が、この指針で描く目指す姿を実現するには時間を要するため、社会を取り巻く環境の変化、国や県の動向、地域の活動状況や担い手の変化などに応じて、組織の段階的な進化を促していくことが現実的な対応であると考えられる。この目指す姿を共有し、合意を重ねながら一歩ずつ着実に、地域と行政が協働で取り組んでいくことが重要である。